

令和8年5月26日

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業」
に関するQA

【対象医療機関】

問1 「実施要綱」における（3）事業の内容の①～③の規定は、いずれかを満たしていればよいか。

答. 貴見のとおり。

問2 今後病床の削減を予定している場合も対象となる理解でよいか。

答. ①の要件に該当するものであり、令和9年3月31日までに削減するものであれば対象として差し支えない。

問3 ②において当時提出していた事業計画書より多く削減した場合や、③において調査で回答した病床数より多く削減した場合、多く削減した病床についても対象として差し支えないか。

答. ②は「事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、病床の削減を行った医療機関」、③は「(調査で) 病床を削減予定と報告を行い、病床を削減した医療機関」としているため、すでに病床を削減しており、当時の事業計画書や調査での病床数よりも多く削減した分は対象外となる。

問4 ③は、いつからいつまでの病床削減が対象となるのか。

答. 令和7年8月1日から同年12月15日までに削減したものが対象となる。
なお、調査時においては令和9年3月末までに削減予定として回答していたが、令和7年12月16日以降に削減を行うものについては、①の対象に含まれる認識となる。

【支給額】

問1 休床の定義が示されているが、「事業申請時または病床削減時に休棟中の病棟の病床」というのは、具体的に何をもって休棟と判断するのか。

答. 直近の病床機能報告で判断いただくことを想定している。また、直近の病床機能報告における報告より状況が変化しているものについては、その事情がわかる書類（地方厚生局への休床の届出や、該当病床における入院記録等）の提出を医療機関に求めることにより確認いただくことを想定している。

問2 「令和7年度（令和6年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」における「2. 病床数適正化支援事業」の支援対象となった病床というのは、令和7年度の事業において実際に給付金を支給された病床という認識でよいか。

答. 貴見のとおり。

問3 『災害等のやむを得ない事情により休床となっている病床については、その事情について都道府県が認める場合は、休床ではない病床とみなすことができる。』と記載があるが、「等」とは何を想定しているか。

答. 具体的に想定しているのは災害となるが、その他のやむを得ない事情についても必要に応じて勘案できるよう「等」と入れたもの。

問4 病床機能報告において休棟中(今後再開する予定)または休棟中(今後廃止する予定)としていた病棟を本補助金のために一旦稼働させた場合は、4,104千円としてよいか。

答. 認められない。

【算定の除外】

問1 「事業譲渡等」には、地域医療連携推進法人における病床融通も含まれるという認識か。

答. 貴見のとおり。

【留意事項】

問1 「議論を行った上で削減を行う」とされている事項について、厚生労働省への提出前に議論を行っておく必要があるか。

答. 議論が必要な事項に該当するものについては、都道府県から厚生労働省への提出前に、議論を行った上で提出頂きたい。

問2 「特例病床等を有する医療機関で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床」についてはどのように判断すればよいか。

答. 特例病床等の申請時における申請理由などを確認しつつ判断いただきたい。

問3 協議の場において協議する事項について、補正予算成立時点で削減済みの病床については協議不要と理解していいか。

答. 貴見のとおり。

問4 「都道府県が実施する事業」として適当とはどういう意味か。どういったものを「不適当」として事業対象としないことができるのか。

答. 改正法に対する参議院附帯決議において「地域の実情や地域の医療提供体制を確保する観点で踏まえ取り組むこと」とされていることから、地域の医療提供体制の確保ができなくなるほど削減を行うものは不適当と認識している。

問5 議論を行った上で削減とあるが、議論を行えば足りるという趣旨であり、そこで採決や審議を行うものではなく、例えば反対意見や懸念意見が出たとしても、事業を原則行うということによいか。

答. 反対意見や懸念意見が出た場合、内容の確認を行い、解消されないようであれば、当該申請については、都道府県から厚労省に提出されないものと認識している。

問6 前は介護医療院等他施設への転換のための減少の場合は支給対象外であったが、今回は支給対象となると理解してよいか。

答. 貴見のとおり。

問7 「入院医療の受け入れを行っていない場合」とは建て替え等の事情で一時的に受け入れを停止している場合でも支給対象外となるのか。

答. 建て替えにより一時的に受け入れを停止している場合は対象として差し支えない。

問8 「都道府県が実施する事業」としての確認に必要と認められる書類」とは具体的に何を想定しているのか。

答. 都道府県が判断を行うため、必要があれば追加して提出を求めることが出来るよう記載したものとなる。

問9 「病床数をあわせて100床以上」の「あわせて」とは、1病院でという意味か。

答. 貴見のとおり。

問10 「事業譲渡等」は有償での事業譲渡のことだけを指すのか、それとも無償譲渡も含むのか。

答. 含む。なお、本事業は【基準病床に対して不可逆的措置を講ずるもの】であり、医療機関間での融通や事業譲渡等により、病床の総数が減らない場合は対象とならない。

問 11 「以下の手続き」とは何を指しているのか。下段の「医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場合等における議論」のことか。

答. 貴見のとおり。

【その他】

問 1 「6 月末頃を申請の締め切り」とは、どの機関がどこに申請する際の締め切りなのか。

答. 医療機関から都道府県への提出締め切りとしてお示ししている。

問 2 「6 月末頃を申請の締め切り」とは医療機関から都道府県への申請締め切りであるとのことだが、都道府県から厚生労働省への締め切りはいつ頃を予定しているのか。

答. 6 月末頃の締め切りのあと、1～2ヶ月の間に提出いただくことを想定している。

問 3 「複数回の申請期間を設ける予定」とのことだが、何回位を想定しているのか。全体のスケジュールと共に示されたい。

答. 具体的なスケジュールについては、基金の管理及び支払いを実施する基金管理団体との協議も必要なため、後日別途お示しする予定としているが、現状の想定として、記載のある 6 月末の他にも申請を受け付ける予定である。なお、複数回の公募の機会も検討しているが、予算の範囲内で支援を行うものであるため、検討中の医療機関には 6 月末頃までに都道府県への申請を伝えるよう、早期の検討をお願いしたい。

問 4 赤字額や公的病院を除くといった配分方針は今回も示されるのか。

答. 現時点においては想定していない。

問 5 都道府県が「地域医療への影響が大きい」と判断した場合、要件を満たしていても国へ提出せず、不採択とすることは想定されているか。

答. 改正法により「都道府県は病床数を削減する事業を実施することができる」とされていること、改正法に対する参議院附帯決議において、「運用に当たっては、各地域の医療の質の確保を前提とし、地域の実情や地域の医療提供体制を確保する観点を踏まえ、取り組むこと」されていることから、都道府県の判断により不採択とすることは想定している。

問6 都道府県において独自の基準を設けることや、独自の運用を行うことは可能か。

答. 実施要項にて示している内容の範囲内であれば可能。ただし、国でも申請内容の確認等を行うこととなるため、事前に報告いただきたい。